

減免申請に必要な書類

1. 災害（震災、風水害、火災等）により、住宅・家財等について著しい損害を受けた場合（条例第 18 条第 1 項）
 - ① 申請書（標準システムから発行するか、広域HPの市町村専用ページから印刷）
 - ② 官公庁、消防署、警察署、保険会社等が発行する罹災証明書等
 - ③ 後期高齢者医療保険料減免被害状況調査票（広域HPの市町村専用ページから印刷）
 - ④ 補償金等がある場合は、補償金等の決定通知書の写し（補償金等が無い場合は不要）
2. 世帯主の死亡又はその者及び被保険者が心身に重大な障害、長期入院したことにより、収入が著しく減少した場合（条例第 18 条第 2 項）
 - ① 申請書（標準システムから発行するか、広域HPの市町村専用ページから印刷）
 - ② 同意書（広域HPの市町村専用ページから印刷）
 - ③ 長期入院については、医師の診断書又は入院計画書等。障害の場合は、障害の度合いが分かる書類又は障害手帳の写し等
 - ④ 今年中の収入（見込み）が分かる書類（給与明細書の写し、確定申告書の写し等）
3. 被保険者又は世帯主の収入が、事業の休廃止、失業等によって著しく減少した場合（条例第 18 条 2 項、第 3 項に該当する場合）
 - ① 申請書（標準システムから発行するか、広域HPの市町村専用ページから印刷）
 - ② 同意書（広域HPの市町村専用ページから印刷）
 - ③ 事業の休廃止の場合は、公的機関への休業又は廃止の届出書の写し又は休廃止を確認できる書類。失業の場合は、離職証明書または失業が確認できる書類（退職年月日も必ず確認できること）
 - ④ 今年中の収入（見込み）が分かる書類（給与明細書の写し、確定申告書の写し等）
4. 被保険者又は世帯主の収入が、干ばつ等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少した場合（条例第 18 条第 4 項に該当する場合）
 - ① 申請書（標準システムから発行するか、広域HPの市町村専用ページから印刷）
 - ② 同意書（広域HPの市町村専用ページから印刷）
 - ③ 後期高齢者医療保険料減免被害状況調査票（広域HPの市町村専用ページから印刷）
 - ④ 農業共済組合又は農業協同組合等が発効する被害証明書等。又は被害を証明するに足りる書類
 - ⑤ 今年中の収入（見込み）が分かる書類（給与明細書の写し、確定申告書の写し等）
 - ⑥ 補償金等がある場合は、補償金等の決定通知書の写し（補償金等がない場合は不要）
5. 特別な事情（刑事施設等に拘禁された場合）
 - ① 申請書（標準システムから発行するか、広域HPの市町村専用ページから印刷）
 - ② 在監証明書（刑務所が発行）

年 月 日

後期高齢者医療保険料減免申請書

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 宛

申請者住所

申請者氏名

被保険者との関係

沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第18条第1項第 号の規定により、次のとおり後期高齢者医療保険料の減免を申請します。

記

1 被保険者等

氏 名 カ ナ			
氏 名			
住 所			
被保険者番号		電 話 番 号	
世 帯 主 名			
世 帯 主 住 所			

2 保険料の額等

納 期	保 険 料 額	納 期	保 険 料 額
		合計保険料	

3 申請理由

同 意 書

高齢者の医療の確保に関する法律第138条の規定に基づき、後期高齢者医療保険料の減免申請に伴い、必要があるときは、私及び世帯主の収入および資産の状況につき、沖縄県後期高齢者医療広域連合が官公署に資料提供を求め、又は、銀行、信託銀行その他の関係機関、私若しくは世帯主の雇用主、その他の関係人に報告を求めることに同意します。

年 月 日

住 所

氏 名

電 話

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 様

後期高齢者医療保険料減免被害状況調査票

月 日

住所

氏名

私の被害状況について、次のとおり申告します。

1. 災害（震災、風水害、火災等）により、住宅・家財等について著しい損害を受けた場合
（条例第 18 条第 1 項に該当する場合）。

災害を受けた資産	・ 家屋		・ 家財	
保険金・補償金を 受給できる場合	損害保険金等の名称			
	受給できる補償金額		・ 家屋	円
			・ 家財	円
	添付書類		補償金等の決定通知書（写し）	
保険金・補償金を 受給できない場合	理由	① 火災保険等の損害保険の契約をしていない。 ② その他（ ）		

※損害額が補償金によって補填される額を除いて 10 分の 3 以上の場合減免に該当する。

※損害額が全額補償金によって補填される場合、減免に該当しない。

※被保険者が所有する家屋でない場合、家財についてのみ記入する。

2. 被保険者又は世帯主の収入が、干ばつ等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少した場合（条例第 18 条第 4 項に該当する場合）。

被害状況		
保険金・補償金を 受給できる場合	損害保険金等の名称	
	受給できる補償金額	
	円	
	添付書類	補償金等の決定通知書（写し）
保険金・補償金を 受給できない場合	① 農業災害補償法又は漁業災害補償法に基づく共済制度に加入していない。 ② その他（ ）	

※損害額が補償金によって補填される額を除いて 10 分の 3 以上の場合減免に該当する。

※損害額が全額補償金によって補填される場合、減免に該当しない。